

**役員等の構成の変化などに関する
第 16 回インターネット・アンケート質問票
《監査等委員会設置会社版》**

定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況や各種実務の手続き等を定期的に調査するとともに、監査役の活動実態を把握するため、定例の「インターネット・アンケート」を行います。

ご回答いただく設問数が多く、誠に恐縮に存じますが、今後、監査等委員の活動状況等について、協会内外に対する貴重なデータとなりますので、是非ともご協力をお願いいたします。

アンケート実施期間 平成27年7月24日（金）～8月19日（水）午後5時

回答は、1社1回答でお願い申し上げます。

前の設問へ戻る場合は、画面左下の「前ページ」ボタンをクリックしてください。

※ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で公表されることは一切ありません。

監査等委員会設置会社のみご回答願います。

7月24日付でE-mail又はFAXにてご案内申し上げました「第16回インターネット・アンケートへのご協力のお願い」に記載の「パスワード」をご入力ください。（1社につき1つ設定しております）

設問は、問4-11まで、全39問あります。（全ての会社が全問にご回答頂くものではありません。）

回答を途中で中断される場合には、各画面の下にある「回答を保存する」ボタンをクリックして既に回答された部分について保存して頂きますようお願いいたします。もう一度ログインすると、中断した画面から再開します。

回答日現在における貴社の状況についてご回答ください。

F1 移行前の会社機関構成

1. 取締役会＋監査役会＋会計監査人
2. 取締役会＋監査役＋会計監査人
3. 取締役会＋監査役（業務監査権限あり）
4. 取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）
5. 委員会設置会社
6. その他

F2 純粋持株会社

1. 純粋持株会社である
2. 純粋持株会社ではない

※ 純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の事業活動を支配することを目的としている会社をいいます。

◎ E-mail アドレス（任意） []

※E-mail アドレスをご入力いただいた方には、ご回答いただきました内容を送信させていただきます。

特にことわりのない限り、監査等委員会設置会社に移行後の貴社の状況についてご回答ください。なお、移行後と現時点で構成等が異なる場合は、現時点の状況をご回答ください。

I 監査等委員会設置会社移行前後の各社の役員等の構成について

問1 役員等の構成

該当箇所にご入力ください。該当がない場合は空欄のまま次の設問にお進みください。

問1-1-1 監査等委員数1

貴社の監査等委員会の構成について、あてはまる人数をご回答ください。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 常勤社内の監査等委員 | []人 |
| 2. 常勤社外の監査等委員 | []人 |
| 3. 非常勤社内の監査等委員 | []人 |
| 4. 非常勤社外の監査等委員 | []人 |

※ 「社外取締役」の要件は、平成27年5月1日施行の改正会社法により変更されましたが、施行の際に社外取締役が存在する場合は、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに選任される社外取締役については改正前の社外要件が適用されるとの経過措置があります（会社法附則平成26.6.27法90第4条）。本問では、アンケート実施時に社外要件を満たす取締役を対象にご回答ください。

※ 法律上、監査等委員では常勤者の設置は義務付けられていませんが、本問では、事実上の勤務形態が常勤である方については常勤者としてご回答ください。

問1-1-2 監査等委員数2

監査役(会)設置会社から監査等委員会設置会社に移行した会社にお尋ねします。監査等委員会設置会社に移行する前の貴社の監査役の構成について、あてはまる人数をご回答ください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 常勤社内監査役 | []人 |
| 2. 常勤社外監査役 | []人 |
| 3. 非常勤社内監査役 | []人 |
| 4. 非常勤社外監査役 | []人 |

問 1-1-3 監査等委員数 3

貴社が監査等委員会設置会社に移行する前に、貴社の監査役に就任していた方で、移行後に引き続き貴社の監査等委員に就任した方は何人いますか。あてはまる人数をご回答ください。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 常勤社内の監査等委員 | []人 |
| 2. 常勤社外の監査等委員 | []人 |
| 3. 非常勤社内の監査等委員 | []人 |
| 4. 非常勤社外の監査等委員 | []人 |

問 1-2-1 「社外」監査等委員の前職又は現職

貴社の社外の監査等委員の前職又は現職についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

なお、「現職」とは、貴社の社外監査等委員のほか兼任している他社の役職員又は職業のことをいいます。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 親会社の役職員 | []人 |
| 2. 親会社以外のグループ会社の役職員 | []人 |
| 3. 大株主の役職員 | []人 |
| 4. 取引銀行の役職員 | []人 |
| 5. 取引先の役職員 | []人 |
| 6. 会社と無関係な会社の役職員 | []人 |
| 7. 公認会計士又は税理士 | []人 |
| 8. 弁護士 | []人 |
| 9. 大学教授 | []人 |
| 10. 官公庁 | []人 |
| 11. その他 | []人 |

※ 「社外取締役」の要件は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法により変更されましたが、施行の際に社外取締役が存在する場合は、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに選任される社外取締役については改正前の社外要件が適用されるとの経過措置があります（会社法附則平成 26.6.27 法 90 第 4 条）。本問では、アンケート実施時に社外要件を満たす取締役を対象にご回答ください。

※グループ会社とは、当該親会社及び会社法第 2 条 3 号に定める「当該親会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該親会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」を指し、具体的には当該親会社の他の子会社（兄弟会社）及び他の子会社の子会社（孫会社）等を含みます（会社法第 2 条 3 号の 2 に定める「子会社等」も含みます）。

問 1-2-2 「社外」監査等委員の前職又は現職 2

貴社が社外の監査等委員を選任するに際し、重視した当該監査等委員の過去の知見は何ですか。

1. 監査に関する知見
2. 経営に関する知見
3. その他（自由記載欄にご記入ください）

問 1-3 「社内」監査等委員の前職

貴社の社内監査等委員の前職についてご回答ください。

貴社の監査等委員に就任する前の（監査等委員会設置会社へ移行する前の）自社又は他社における前職のうち、代表的なものを選択してください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 会長・副会長 | []人 |
| 2. 社長 | []人 |
| 3. 副社長 | []人 |
| 4. 専務・常務 | []人 |
| 5. 上記 1～4 以外の取締役 | []人 |
| 6. 監査役 | []人 |
| 7. 執行役員 | []人 |
| 8. 相談役・顧問・嘱託 | []人 |
| 9. 監査関係部長等 | []人 |
| 10. 監査関係以外の部長等 | []人 |
| 11. その他 | []人 |

問 1-4 取締役数

貴社の取締役の人数及び社外取締役の人数について、監査等委員会設置会社への移行前の人数及び移行後の人数をご回答ください。

- | | 移行前 | | 移行後 |
|--------------|----------|---|----------|
| 1. 取締役総数 | []人 | → | []人 |
| 2. うち、社外取締役数 | []人 | → | []人 |

問 1-5 監査等委員以外の「社外」取締役の前職又は現職

貴社の監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

なお、「現職」とは、貴社の社外取締役のほか兼任している他社の役職員又は職業のことをいいます。

監査等委員以外の社外取締役がない場合には、そのまま次の設問にお進みください。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 親会社の役職員 | []人 |
| 2. 親会社以外のグループ会社の役職員 | []人 |
| 3. 大株主の役職員 | []人 |
| 4. 取引銀行の役職員 | []人 |
| 5. 取引先の役職員 | []人 |
| 6. 会社と無関係な会社の役職員 | []人 |
| 7. 公認会計士又は税理士 | []人 |
| 8. 弁護士 | []人 |
| 9. 大学教授 | []人 |
| 10. 官公庁 | []人 |
| 11. その他 | []人 |

※グループ会社とは、当該親会社及び会社法第 2 条 3 号に定める「当該親会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該親会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」を指し、具体的には当該親会社の他の子会社（兄弟会社）及び他の子会社の子会社（孫会社）等を含みます（会社法第 2 条 3 号の 2 に定める「子会社等」も含みます）。

問 1-6 社外取締役と会社との関係

貴社における社外取締役（監査等委員を含む）と会社との関係についてご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つにつきご入力ください。

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1. CEO・役員の個人的知己・友人 | []人 |
| 2. CEO・役員の血縁者 | []人 |
| 3. 会社の資本・取引関係 | []人 |
| 4. 日本経団連等財界活動 | []人 |
| 5. 学者等著名人（書籍・マスコミ） | []人 |
| 6. 日本弁護士連合会等 | []人 |
| 7. その他諸団体 | []人 |
| 8. 人材派遣業等の紹介 | []人 |
| 9. 上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係 | []人 |
| 10. その他 | []人 |

※「1. CEO・役員の個人的知己・友人」「2. CEO・役員の血縁者」については、CEO、役員のみに関係する場合に選択してください。それ以外の場合は「3. 会社の資本・取引関係」を選択してください。

問 1-7 女性役員の人数

貴社の取締役（社外も含む）における女性の人数について、監査等委員会設置会社への移行の前後で変化はありましたか。移行前の人数と、移行後の人数をご回答ください。該当がない箇所は、空欄のままお進みください。

	移行前	移行後
1. 常勤社内監査役（監査委員）	[]人	
2. 常勤社外監査役（監査委員）	[]人	
3. 非常勤社内監査役（監査委員）	[]人	
4. 非常勤社外監査役（監査委員）	[]人	
5. 社外取締役（監査委員以外）	[]人	→ []人
6. 業務執行取締役	[]人	→ []人
7. 常勤社内の監査等委員		[]人
8. 常勤社外の監査等委員		[]人
9. 非常勤社内の監査等委員		[]人
10. 非常勤社外の監査等委員		[]人

問 1-8 「独立役員」の届出状況

上場会社の方にお尋ねします。

証券取引所で規定する独立役員の届出状況についてご回答ください。

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 独立役員として届出た社外取締役の人数 | []人 |
| 2. うち監査等委員の人数 | []人 |

問 1-9-1 監査等委員会の委員長・議長

監査等委員会の委員長・議長は誰が務めていますか。

1. 社外監査等委員
2. 社内監査等委員
3. 未定

問 1-10-4 監査等委員会スタッフ（補助使用人）に対する人事同意権等の有無

貴社監査等委員会には、監査等委員会スタッフに対する人事同意権等がありますか。

1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある
2. 専属のみ同意権等がある
3. ない

問 1-11-1 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数

貴社の内部監査部門等のスタッフの人数についてご回答ください。

内部監査部門等がない場合には、「3」を選択してください。

1. 専属スタッフ []人
2. 他部署との兼務スタッフ []人
3. 内部監査部門はない →問 2-1 へ

問 1-11-2 内部監査部門トップの役職

内部監査部門のトップの役職をご回答ください。

1. 執行役員
2. 部長職
3. その他

問 1-11-3 監査等委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

内部監査部門と監査等委員会の関係について以下の権限の有無をご回答ください。

監査等委員会による内部監査部門への「人事同意権」はありますか。

1. ある
2. ない

問 1-11-4 内部監査部門との連携

貴社では、監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員会と内部監査部門との関係に変化がありましたか。

1. 内部監査部門に対する指揮命令権を有することとなった
2. 内部監査部門との連携が強化された
3. 内部監査部門との連携に変化はない
4. 内部監査部門と連携はしていない
5. その他

Ⅱ 監査等委員会設置会社への移行の経緯**問 2-1 監査等委員会設置会社への移行の検討**

「監査等委員会設置会社」への移行の検討契機として、当てはまるものすべてを選択してください。

1. 監査役(会)が提案した
2. 代表取締役等が提案した
3. 執行部門が提案した
4. 親会社が提案した
5. その他（自由記載欄にご記入ください）

問 2-2 監査等委員会設置会社への移行を決定した理由

貴社において、監査等委員会設置会社への移行を決定した理由は何ですか。当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 会社のガバナンス強化のため（経営意思決定の迅速化、執行と監督の分離など）
2. グループ会社全体での組織改編のため
3. 親会社から提案を受けたため
4. 社外監査役に加えて社外取締役を選任することが負担になるため
5. 株主・投資家（特に海外投資家）の理解のため
6. その他（自由記載欄にご記入ください）

問 2-3 監査等委員選任議案への同意

貴社において監査等委員の選任議案を決定するに際し、監査役（会）は同意しましたか。

※ 監査等委員会設置会社への移行に際しての、監査等委員選任議案については、監査役（会）の同意は必要ないと解されますが、任意での同意を行った場合は、当該任意の同意についてご回答ください。

1. 同意した
2. 同意しなかった

Ⅲ 監査等委員の報酬

問 3 の各設問へのご回答は任意です。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で利用したり、公表されることはありません。

問 3-1 監査等委員の報酬等の制度

貴社の監査等委員の報酬等の制度として、どのようなものがありますか。当てはまるものすべてを選択してください。（複数回答可）

1. 月額報酬（定額基本給＋業績連動給）
2. 月額報酬（定額基本給のみ）
3. 賞与の支給制度
4. 退職慰労金の支給制度
5. スtock・オプションの支給制度

問 3-2 監査等委員の年額報酬額

監査等委員の年額報酬レベル（Stock・オプション、退職慰労金を除く）について、貴社に在職するすべての監査等委員につき、その報酬レベルに該当する人数をご入力ください。

	社内常勤	社外常勤	社内非常勤	社外非常勤
1. ～200 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
2. 200 万円以上～500 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
3. 500 万円以上～1,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
4. 1,000 万円以上～1,500 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
5. 1,500 万円以上～2,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
6. 2,000 万円以上～3,000 万円未満	[]人	[]人	[]人	[]人
7. 3,000 万円以上	[]人	[]人	[]人	[]人

問 3-3 監査等委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル

監査等委員に常勤者がいる会社にお尋ねします。

貴社の監査等委員のうち常勤者の報酬は、取締役等と比較し、どのレベルですか。
月額報酬のみについて、最も近いものに該当する人数をご入力ください。

	社内常勤	社外常勤
1. 取締役社長	[]人	[]人
2. 取締役副社長	[]人	[]人
3. 専務取締役	[]人	[]人
4. 常務取締役	[]人	[]人
5. 取締役（部長兼務者を含む）	[]人	[]人
6. 取締役ではない部長	[]人	[]人
7. その他	[]人	[]人

問 3-4 監査等委員会の委員の手当

貴社では、監査等委員会の委員には、取締役としての報酬のほかに、委員としての手当が支給されていますか。

1. 支給されている
2. 支給されていない

IV 会社法改正の影響について

問 4-1 社外役員の要件厳格化

今次の会社法改正により、親会社の役職員及び親会社の子会社（兄弟会社）の役職員等が社外役員の要件を満たさなくなるにより（会社法第 2 条 15 号・16 号）、貴社では今後「社外」資格を失う社外取締役がありますか。

1. 社外取締役全員が「社外」資格を失う
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失う
3. 「社外」資格を失う社外取締役はいない

問 4-2 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化

平成 26 年の会社法改正により、会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定権が監査等委員会に付与されていますが（会社法 399 条の 2 第 3 項 2 号）、貴社における議案決定のプロセスについて、近いものをご回答ください。

1. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる
2. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査等委員会で代替案を作成する
3. 原案の作成等は監査等委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査等委員会側が自ら準備する
5. 議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている
6. その他（自由記載欄にご記入ください）

問 4-3 事業報告への記載 1

貴社の事業報告には、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について、改正会社法に対応した新しい方針の記載がありましたか。

1. あった
2. なかった

問 4-4 事業報告への記載 2

貴社の事業報告には、内部統制システムに係る取締役会決議の記載にあたり、改正会社法に対応した新しい方針の記載がありましたか。

1. あった
2. なかった

問 4-5 責任限定契約 1

平成 26 年の会社法改正により、非業務執行役員は責任限定契約を締結することが可能となりましたが、貴社では直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行いましたか。

1. 定款変更の決議を行った
2. 定款変更の決議は行っていない

問 4-6 責任限定契約 2

貴社では、非業務執行役員のうち誰が実際に責任限定契約を締結していますか、あるいは今後締結する予定ですか。(複数回答可)

※ 複数名のうち、一部の方が締結する場合(例：社外非常勤の監査等委員 2 名のうち、1 名が締結など)も該当するものとして選択してください。

1. 社外取締役(監査等委員以外)
2. 社内取締役(監査等委員以外)
3. 社外非常勤の監査等委員
4. 社外常勤の監査等委員
5. 社内非常勤の監査等委員
6. 社内常勤の監査等委員
7. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない
8. その他

問 4-7 監査等委員会への報告体制について

会社法では、いわゆる内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「当該株式会社並びにその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」(会社法施行規則 110 条 1 項 4 号)が規定されています。

貴社では、当該体制が十分に整備(構築又は運用)されていると思われませんか。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない

問 4-8 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制について

平成 26 年の会社法改正により、内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則 110 条 1 項 5 号）が規定されました。貴社では、当該体制が十分に整備（構築及び運用）されていると思われませんか。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない
4. 今後体制を構築する予定である
5. その他

問 4-9 監査等委員会の費用等に係る体制について

平成 26 年の会社法改正により、内部統制システムとして整備すべき体制の一つとして「監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則 110 条 1 項 6 号）が規定されました。貴社では、当該体制が十分に整備（構築及び運用）されていると思われませんか。

1. 体制の構築も運用も十分になされている
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない
4. 今後体制を構築する予定である
5. その他

問 4-10 取締役の指名・報酬への意見陳述

平成 26 年の会社法改正により、監査等委員会には、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬についての意見陳述権が規定されましたが（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）、貴社では、意見陳述権の行使プロセスについての規程等を設けましたか。

1. 規程を設けた
2. 規程はない

問 4-11 コーポレートガバナンス・コードへの対応

平成 27 年 6 月に制定されたコーポレートガバナンス・コードを受けて、貴社では組織や体制の見直しを行っていますか。

1. 組織や体制を見直し、コーポレートガバナンス・コードへの対応上必要と思われる改編を行った
2. 組織や体制の見直しを行ったが、特に改編や対応はしなかった
3. 組織や体制の見直しを行っている
4. 今後検討する予定である
5. 特に見直しをする予定はない
6. 非上場であり該当しない
7. その他（自由記載欄にご記入ください）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。